

福岡市古紙分別保管場所等整備支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 古紙分別保管場所等整備支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、令和2年度に実施する、事業系ごみの分別区分への古紙（紙ごみ）の追加（以下「分別区分追加」という。）に対応するために、事業者が古紙（紙ごみ）の保管のためにごみ・資源物置場を整備・改修等（以下「整備」という。）する場合において、その整備に要する費用についてその一部を補助することにより、適正排出のための基盤整備の促進を図ることを目的として実施する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系ごみ等

事業者から事業活動に伴って排出された古紙（紙ごみ）を含む事業系一般廃棄物及び資源物をいう。

(2) 事業者

福岡市内に事業所を所有して事業活動を営む法人又は個人をいう。

(3) 保管場所

自らが所有する土地又は所有者等の許可を得た土地に設置する、事業系ごみ等を分別して保管する場所をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

① 保管場所について自ら所有し整備を行うことができる事業者

② 保管場所について所有者から委任を受けて管理を行っており、整備を行うことについての許可を受けた事業者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 次のいずれにも該当しない者

① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

② 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

③ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 補助対象者の募集は、公募により実施する。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、分別区分追加に対応するための保管場所の整備に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）のうち別表に定める費用とする。

(補助金の額及び交付)

第6条 補助金の額は予算の範囲内とし、前条に規定する補助対象経費の2分の1以下とし、10万円を上限額とする。なお、交付については、1箇所の保管場所の整備につき1回とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請額が確認できる見積書等の書類
- (2) 整備を行う保管場所について、自ら所有すること又は所有者等から許可が得られていることが証明できる書類
- (3) 整備予定箇所の現況写真及び整備内容が確認できる図面等
- (4) 法人の場合は法人登記簿(全部事項証明)
- (5) 個人においては、住民票又は運転免許証等の写し
- (6) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- (7) 事業関係者名簿(様式第2号)
- (8) 同意書(様式第3号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 前項に規定する、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書(様式第4号の1)により、補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第4号の2)により、すみやかに事業者へ通知しなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付の決定において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号を補助金の交付の条件として付するものとする。

- (1) 第7条各号のいずれかに変更が生じる場合は、あらかじめ補助金交付申請変更届出書(様式第5号)を市長に提出すること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 整備を中止する場合においては、速やかに市長の承認をうけること。
- (3) 整備が予定の期間内に完了しない場合、又は整備が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するものに整備の全部または一部を委任し、又は請け負わせないこと。
 - ① 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ② 役員のうち前号に該当するものがある法人
 - ③ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者

(申請の取下げ)

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が、その交付申請を取り下げる場合には、補助金交付申請取下書(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により行った補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
- (2) 第7条に規定する交付申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 第4条に規定する補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消し又は返還の命令について、相当の理由があると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 補助事業者は、本条第1項各号の規定により交付決定を取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けている場合は、期間を定めその返還を求めるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は整備が完了したときは、補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 整備を行った後の現況写真
- (2) 補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の時期)

第14条 市長は、前条に規定による額の確定後に補助事業者から交付請求を受け、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

3 前項の規定にかかわらず、前項で定める日以後においてもこの要綱を継続する必要があると認められるに至ったときは、必要な手続きを経てこの要綱を延長することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（1）補助対象経費

補助対象経費	経費支出基準	限度額 (年額)
保管場所に設置する設備等の購入費	整備に必要な物置、コンテナ及びそれらに付随する備品等に係る経費。	対象経費の2分の1以下とし、10万円を上限とする。
保管場所の整備に必要な資材等の購入費	整備に必要な部品材料費及び印刷費等に要する経費。	
設置工事費及び修繕費	整備に必要な塗装、加工、設置工事等に要する経費。	
その他市長が認める経費	福岡市長が特に認める経費	